

古賀市障がい者施策推進協議会

(「古賀市障がい者施策推進協議会設置条例」に拠るもの)

1. 役割

- 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項、及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を、調査審議するもの
(次頁参照)

2. 委員構成

- 委員は、識見者、保健医療機関従事者、公共的団体等の構成員、障がい者福祉に関する事業従事者、市民などで、市長が委嘱する。
- 委員は20名以内をもって組織する。
- 委員は、地方自治法上の附属機関の委員と位置づけられ、古賀市特別職の職員となる。

3. 任期

- 委員の任期は、令和5年5月1日～令和8年4月30日までの3年とする。
- 任期中に、本来の職を離れたときは、委嘱の職を失う。
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 会長及び副会長

- 委員の互選によって選任する。

5. 会議の運営

- 協議会は必要に応じて会長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。
- 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 令和5年度の協議会は2回開催予定。(11月と3月中旬頃)
- 協議会は原則公開とする。

【古賀市情報公開条例第23条】

実施機関の附属機関及び規則で定める委員会等は、その会議(法令等の規定により非公開とされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 第7条に規定する不開示情報が含まれている議事について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- (2) 会議を公開することによって、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ずると出席委員の3分の2以上で決したとき。

「古賀市障がい者基本計画」

- 障がい者基本法第11条第3項に基づく計画
- 古賀市の障がい者施策にかかる基本理念・基本方針・施策の方向性・重点施策を策定したもの
- 「古賀市総合振興計画」に即し整合性を図ったもの

「古賀市障がい福祉計画」「古賀市障がい児福祉計画」

- 障がい福祉計画：障がい者総合支援法第88条第1項に基づく計画
- 障がい児福祉計画：児童福祉法第33条第20項
- 国の基本指針に即して、障がい福祉サービス等の必要量の見込み、見込み量確保のための方策等を定めたもの
- 「古賀市障がい者基本計画」の方針を踏まえたもの

進捗状況・実績の報告、計画（案）について
委員によるご審議をいただく。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
第4期古賀市障がい者基本計画 令和3年度～令和8年度						第5期古賀市障がい福祉計画 令和9年度～令和14年度					
第6期古賀市 障がい福祉計画 令和3年度～ 令和5年度			第7期古賀市 障がい福祉計画 令和6年度～ 令和8年度			第8期古賀市 障がい福祉計画 令和9年度～ 令和11年度			第9期古賀市 障がい福祉計画 令和12年度～ 令和14年度		
第2期古賀市 障がい児福祉計画 令和3年度～ 令和5年度			第3期古賀市 障がい児福祉計画 令和6年度～ 令和8年度			第4期古賀市 障がい児福祉計画 令和9年度～ 令和11年度			第5期古賀市 障がい児福祉計画 令和12年度～ 令和14年度		

古賀市障がい者差別解消支援地域協議会

(「古賀市障がい者差別解消支援地域協議会要綱」に拠るもの)

1. 役割

- 古賀市において関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談、及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため協議会を設置する。

2. 委員構成

- 委員は、古賀市障がい者施策推進協議会の委員をもって組織する。
- 委員は 20 名以内をもって組織する。

3. 任期

- 委員の任期は、令和 8 年 4 月 3 0 日までとする。
- 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 会長

- 福祉事務所長

5. 会議の運営

- 協議会は必要に応じて会長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。
- 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 協議会は原則、障がい者施策推進協議会の同日に開催する。必要な際は、会長が別に招集する。